平成２８年（フ）第９６４号
愛知県小牧市多気中町65番地、従前の住所愛知県小牧市大字舟津１番地７　スペクトル舟津弐番館105号
破産者　長谷川圭吾
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５１１号
名古屋市北区山田４丁目10番81号　市営新山田北荘109号、従前の住所名古屋市東区矢田５丁目１番３号　矢田ビル306号
破産者　田吹　昭博
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６００号
愛知県春日井市六軒屋町１丁目174番地３、従前の住所愛知県春日井市割塚町176番地１　アメニティ春日井202号
破産者　一井智惠子
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６７８号
愛知県東海市中ノ池５丁目13番地の７　グリーンヒル浅井102号
破産者　北澤　昌幸
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３２９号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目４番16―207号、開始決定時大阪市住之江区粉浜３丁目４番24―1103号
破産者　藤川　博康
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０６２号
大阪府東大阪市俊徳町２丁目４番12号、前住所大阪府東大阪市俊徳町４丁目４番８号
破産者　中田　直人
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３１２号
大阪府東大阪市足代北２丁目18番６号
破産者　茶木　英之
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５９７号
大阪市東住吉区矢田２丁目１番22―606号、前住所大阪市東住吉区住道矢田６丁目17番５号ロックハイツ102号
破産者　張田　健一
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６８０号
大阪市生野区鶴橋１丁目１番33―311号
破産者　カドヤ商店こと山本稔こと　崔　稔
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７４３号
大阪府羽曳野市羽曳が丘５丁目12番15号
破産者　村上　　健
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０１４号
大阪市大正区北村１丁目４番１号
破産者　川端　　正
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０４６号
大阪市浪速区湊町２丁目１番34―507号
破産者　川田　　恵（旧姓瀬戸）
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０６６号
大阪市都島区友渕町１丁目５番13―209号
破産者　渡辺　智和
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１５３号
大阪市東淀川区菅原２丁目９番５号　クラウンハイム菅原　502号
破産者　出口　圭子
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１５６号
大阪市東淀川区小松４丁目17番10号　パレス東洋５号館　301号
破産者　清水　博明
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２３２号
大阪市大正区南恩加島３丁目15番23号　ジュネス佐藤402号
破産者　山田　秀次
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２５５号
大阪市東住吉区東田辺１丁目14番２号
破産者　金森由紀子（旧姓喜田）
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２５６号
大阪市西成区花園南２丁目８番28―505号
破産者　喜田　英樹
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１８号
大阪府高石市高師浜３丁目17番32―505号
破産者　池田勇夫こと　鄭　　勇夫
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係